

本件事故当時、茨城県牛久市に居住していた申立人ら（大人4名）が、除染費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記一覧表の損害項目（同表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	期間	金額
除染費用	自 平成23年 3月11日 至 平成24年 3月31日	85,205 円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間にかかる和解金として、金8万5205円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（但し、同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

5 除染費用の交付金等について

申立人らは、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に係る除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わないことを約する。

6 国や地方自治体に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1項記載の損害項目（同項記載の期間に係る除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方公共団体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することが出来る。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

8 申立の取り下げ

申立人らは、その余の項目に関する請求については、申立を取り下げる。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月16日

（仲介委員長 脇田康司、仲介委員 行方美彦、同 森 哲也）